

雑古紙は資源になります。

捨ててしまうのはもったいない。

「その紙、リサイクルできませんか？」

「雑古紙」とは

○このようなものは雑古紙（資源）として出すことができます。

雑古紙の種類（一般的な例です。素材により異なる場合があります。）

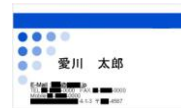
- 菓子箱・靴箱・紙箱
- ティッシュの箱
- タバコの箱



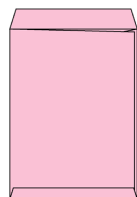
- コピー用紙
- メモ用紙
- はがき



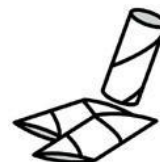
- 祝儀袋
- 名刺
- 割り箸袋



- 包装紙
- 紙袋
- ポスター
- ワイシャツなどの台紙
- 封筒



- トイレットペーパーの芯
- ラップの芯



【注意事項】

○次のものは、「もやすごみ」としてお出してください。

紙コップ、紙皿、宅配便の複写伝票、ファックス用紙（感熱紙）、インクジェット写信用紙、アルバム、使用済みのティッシュペーパーやキッチンペーパー、カップ麺などの紙製容器、洗剤の紙製容器、石鹸の個別包装紙

※食品容器などは、洗っても臭い、カスなどが残り、製紙原料として支障がでるため。

「雑古紙」の出し方 Q&A

Q.住所や氏名が書いてあるものは雑古紙として出したいのですが。

A.個人情報の部分を黒塗りするか、切り取るなどして、できるだけ雑古紙として出していただくようお願いします。

Q.シュレッダーした紙でも出せるの？

A.出せます。紙袋やビニール袋などに入れ、散らばらないようにしてください。

Q.紙以外のビニールや金属などがついていている場合はどうすればいいの？

A.お手数ですが、ティッシュ箱のビニールやラップの刃、たばこの銀紙や封筒の透明フィルムなどは取って出してください。ご協力をお願いします。

問い合わせ先：愛川町役場環境経済部環境課廃棄物対策班

電話：046-285-2111 内線 3514

E-mail：kankyo@town.aikawa.kanagawa.jp